

## 【公開ゼミ 問題 2】

被告人 X は化学製品製造を業とする N 会社の代表取締役社長であり、N 会社所有の化学製品製造工場の業務全般を統括し、操業およびこれに伴う危険発生防止等の業務に従事していた。同工場はかねてから工場廃水を水俣湾に排出していたが、やがて同湾の魚介類を摂取していた周辺住民の間に原因不明の疾病が多発し、昭和 35 年 5 月にはいわゆる水俣病として公に問題化し、その間昭和 33 年 7 月の厚生省公衆衛生局長作成の関係機関宛文書等により、水俣病と同工場廃水の関連が指摘されていた。

そのころ、X は同工場廃水に水俣病と関係する有毒物質が含有されていることを確定的ではないにしろ一定程度の推測が出来得る状況下にあった。それにもかかわらず、X は水俣病との関連を否定しつつ、昭和 33 年 9 月から昭和 35 年 6 月末頃までの間、同工場のアセトアルデヒド製造工程で副生した塩化メチル水銀を含有する廃水を、過失によって水俣川河口海域に排出し、同海域の魚介類を塩化メチル水銀により汚染させた。その結果として、同海域から捕獲された魚介類を摂取するなどした多数の人を水俣病に罹患させ死傷させるに至った。

そのうち、A は出生に先立つ胎児段階において、A の母親である B が右メチル水銀によって汚染された魚介類を摂食したため、胎内で右メチル水銀の影響を受けて脳の形成に異常を来し、いわゆる胎児性水俣病を罹患しつつ出生した。その後、A は健全な生育を妨げられたうえ、当該疾病が原因となり栄養失調・脱水症により、12 歳 9 ヶ月目で死亡した。

X の A に対する罪責を論ぜよ。(なお、特別法は検討しなくてよい。)

参考判例：最高裁昭和 63 年 2 月 29 日第三小法廷決定